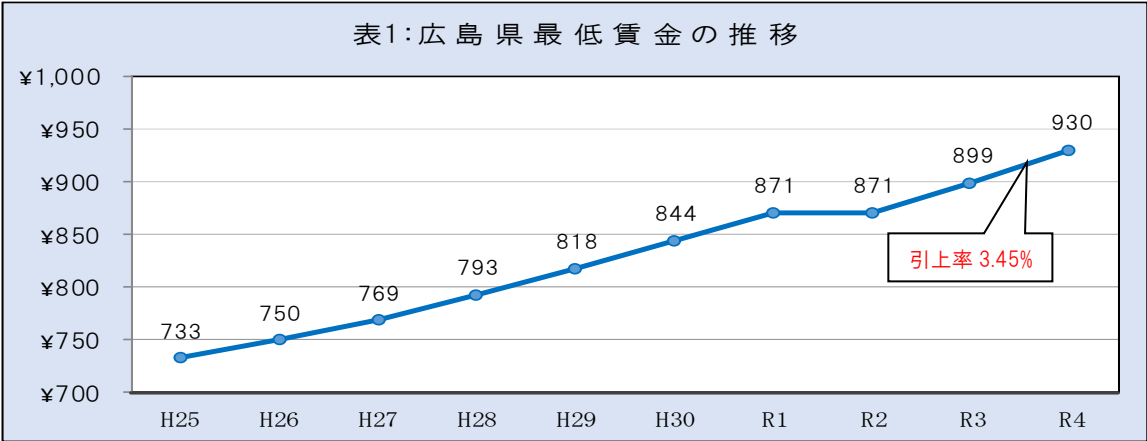


人的コストの増加と契約について

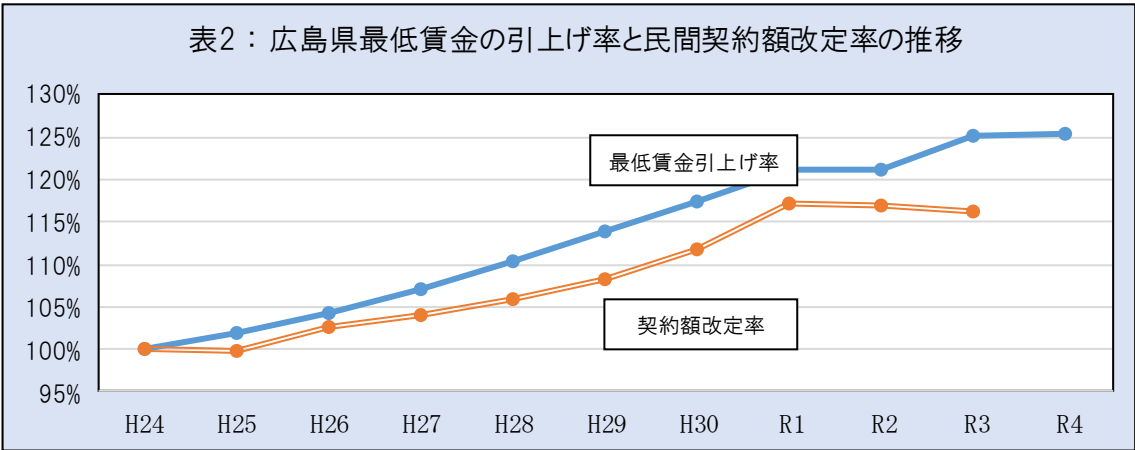
令和 4 年 10 月 1 日から広島県最低賃金が時間額 930 円に改定(31 円の引上げ, 3.45%の引上げ率)されました。現行方式となって最大であった昨年度を上回る引き上げ率となりました。(表 1 参照)

これまで政府は、最低賃金について、「経済財政運営と改革の基本方針 2016 (平成 28 年 6 月 2 日閣議決定)」で、「年率 3%程度を目途に引き上げ、全国加重平均が 1000 円となることを目指す」としており、「同基本方針 2022 (令和 4 年 6 月 7 日閣議決定)」では、「できる限り早期に全国加重平均 1000 円以上を目指す」と表現を強めています。(現在 全国加重平均 961 円)



民間のビルメンテナンス業務の契約金額の改定率は、第 52 回実態調査報告書によると、平成 26 年度調査以降、上昇基調で、特に平成 30 年度は最低賃金の引上げ率を上回る改定率となっており、人的コストの増加に一定の理解が示されたと思われる結果となっています。

コロナ禍に見舞われた令和 2 年度は、急ブレーキがかかり、昨年もその状況に歯止めがかかっていない状態が続いています。(表 2 参照)



対前年	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
最賃引上げ率 (%)	1.95	2.32	2.53	3.12	3.15	3.18	3.20	0.00	3.21	3.45
契約額改定率 (%)	-0.20	2.70	1.50	1.70	2.40	3.10	4.90	-0.30	-0.50	未定

注) 平成 24 年度を基準値としています。

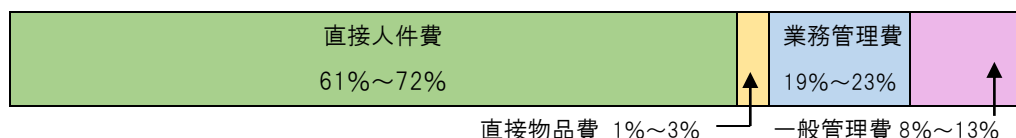
出典：公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 情報年鑑

最低賃金の引上げが経営に与える影響が大きい理由として、ビルメンテナンス産業は、労働者 1 人当たりに対する設備などの固定資産額が小さく、コストに占める労務費の割合が 6～7 割であることから、最低賃金の引上げは、即、企業の人件費全体の引上げにつながる傾向にあります。

【清掃業務】

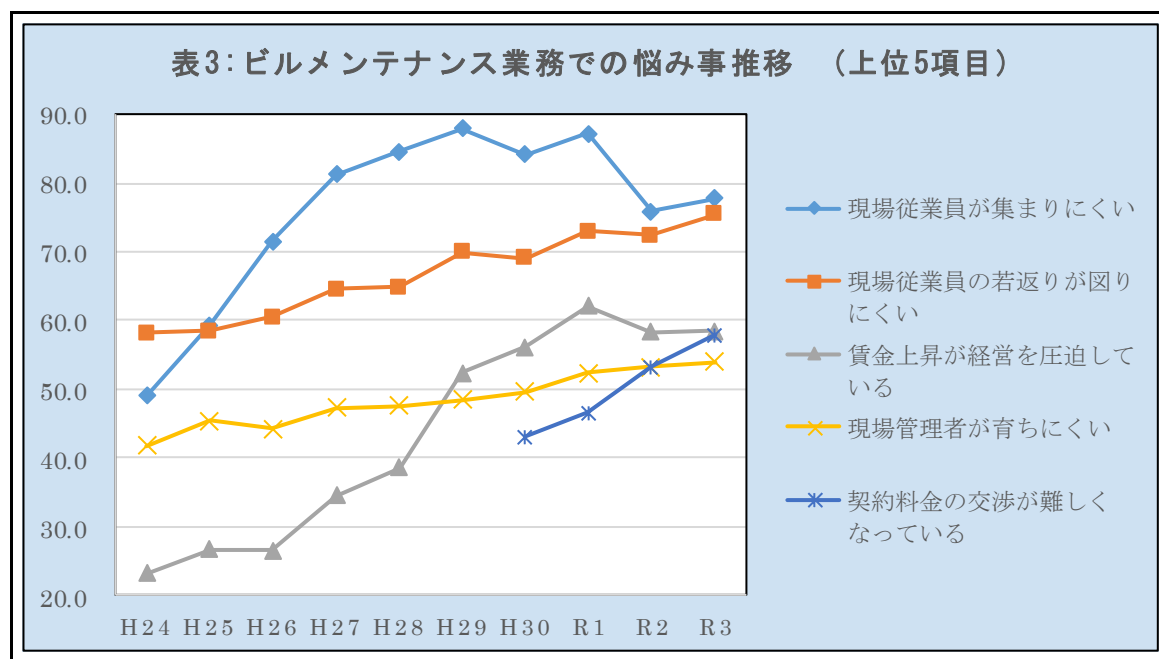


【運転・監視及び日常点検・保守業務】



注）清掃等の業務費の算定（建築保全業務積算要領 平成 30 年版から）

ビルメンテナンス業務の経営上の悩みとして、「現場従業員が集まりにくい」が平成 26 年から首位に浮上し、全体の 77.8%が人員調達難を訴える一方で、「オーナーに対して契約料金の交渉が難しくなっている」が増加傾向にあります。（表 3 参照）



出典：公益社団法人全国ビルメンテナンス協会 情報年鑑

また、令和 4 年 10 月 1 日より「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」に基づき、短時間労働者（週 20 時間以上）を被用者保険の適用対象とすべき事業所の企業規模要件が従業員数 501 人以上から 101 人以上へと引き下げられました。

労働集約型産業のビルメンテナンス産業にとりましては、物価高に伴う原材料費のコスト負担に加え、人件費増がのしかかる適用となります。

慢性的な人手不足に加え、賃金や社会保険料の負担に伴う人的コスト増加等、厳しい経営環境をご理解いただきながら、本来の発注目的の建物の衛生的環境の確保及び建物の保全が維持されるビルメンテナンス業務の契約をされますようお願いいたします。